

申告書記入のしかた [おもて]

- ・この申告書は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの収入状況を申告するものです。
- ・郵送申告する方で申告書の控えや添付書類の返却を希望する方は、84円切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。
- ・所得や控除の詳しい説明や計算方法は市ホームページをご覧ください。

⑤控除について記入してください。

【社会保険料控除】

令和3年中に支払った社会保険料(国民健康保険税・国民年金保険料など)の金額を記載してください。

【生命保険料・地震保険料控除】

令和3年分の控除証明書記載の支払額をあてはまる欄に転記し、
控除証明書を添付してください。

【寡婦控除】

夫と死別し、事実婚状態でない方、または離婚後事実婚状態でない方で総所得金額48万円以下の扶養親族を有する方は✓してください。

【ひとり親控除】

未婚・離婚・死別の事実婚状態でない方で総所得金額48万円以下の生計を同じにする子を有する方は✓してください。

【勤劳学生控除】

あなたが大学などの学生で令和3年中の給与所得が75万円以下で、かつその他の所得が10万円以下の場合は✓し、学校名を記入してください。

【障害者控除】

あなたや扶養親族に障がいがある場合は、障害者手帳等を確認し、氏名・障害の程度を記入してください。

【配偶者控除】

あなたと生計を同じにする配偶者の合計所得金額が48万円以下
の場合該当します。配偶者氏名・生年月日・個人番号を記入してく
ださい。

あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、同一生計配偶者に✓してください。

【配偶者特別控除】

あなたと生計を同じにする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合該当します。控除額は所得に応じて段階的に設定されています。

【扶養控除】

令和3年中の合計所得金額が48万円以下の生計を同じにする親族がいる場合は、氏名・生年月日・個人番号・続柄を記入してください。

その親族が16歳未満の場合は、「16歳未満の扶養親族」の欄に記入してください。

別居の扶養親族の場合は、併せて裏面12に氏名・個人番号・住所を記入してください。

[illegible]

①住所・氏名・生年月日・個人番号(マイナンバー)を記入してください。

②確認の連絡をすることがありますので日中連絡のつ
く電話番号を記入してください。

③代理人が申告する場合は、代理人氏名・本人との続柄を記入してください。

④収入・所得欄は裏面を参照し、記入してください。
 なお、源泉徴収票がある方は写しを添付してください。

⑥給与・年金以外の所得がある方は、その所得にかかる市県民税の納税方法を選択してください。

⑦来年度の「申告のご案内」の送付を希望される場合は、要に○をつけてください。

【医療費控除】

令和3年中に支払った医療費の合計額を記入してください。
また、高額療養費や医療保険等から補てんされる金額があった場合は、その金額も記入してください。
あなたやあなたと生計を同じにする扶養親族のために病院などに支払った医療費があなたの総所得金額等の5%(5%が10万円を超える場合は10万円)を超えた金額が控除額となります。
※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)についてはホームページをご覧ください。
※医療費控除と医療費控除の特例はどちらか一方の選択となります。

申告書記入のしかた[うら]

【給与所得】

給料・賃金・賞与などの所得です。
◆令和3年分の源泉徴収票がある方
源泉徴収票の「支払金額」を収入金額に記入し、表面「力」に転記してください。源泉徴収票の写しを添付してください。
◆源泉徴収票がない方
「6給与所得の内訳」に月ごとの内訳を記入して収入金額を積算してください。賞与等も含めた合計額を表面「力」に転記してください。勤務先名等も記載してください。

【営業所得】

販売業・サービス業などの自営業のほか、外交員・ホステス・自由業などの所得です。

【農業所得】

農産物の生産・栽培などによる所得です。

【不動産所得】

貸家・貸アパート・貸地などによる所得です。

[収入金額] 令和3年中の売上などの収入のほか、関連する雑収入も含まれます。
[必要経費] 収入を得るために必要な経費に限られます。生活費は該当しません。
[専従者控除額] 生計を同じにする親族があなたの事業に令和3年中6ヶ月を超える期間従事した場合は、支払った給与金額を記載してください。また、該当する場合、「11事業専従者に関する事項」も記載してください。
収入金額－必要経費＝所得金額となります。表面に転記してください。

【配当所得】

株式の配当金や出資の配当金などの所得です。該当する場合は、配当に関する書類の写しを添付してください。なお、特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡割額の控除を受けようとするときは、「14配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」を記載してください。

6 給与所得の内訳(源泉徴収票あり)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		8,000	10		80,000
2		8,000	11		88,000
3		8,000			72,000
4		8,000			80,000

給与 88,000
※源泉徴収票なし

7 事業・不動産所得に関する事項(※収支内訳書を添付してください)

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	専従者控除額	所得金額
営業	福島市八老内町3-1	260,000	0	0	260,000
農業					
不動産					

8 配当

配当の生ずる場所	支払年度	収入金額	必要経費	所得金額

9 年金以外雑所得

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額

11 事業専従者に関する事項

氏名	住所	生年月日	給与	専従者控除額
福島 次郎	福島市八老内町3-1	50.5.10	500,000	

12 配偶者の扶養親族(扶養控除)

氏名	住所	生年月日	扶養親族
福島 枝子	福島市八老内町3-1	50.5.10	扶養親族

13 寄附金に関する事項

寄附金	所得金額

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額	株式等譲渡所得割額

15 所得金額調整控除に関する事項

氏名	住所	生年月日	所得金額

【年金所得】

国民年金・厚生年金・企業年金など公的年金の所得です。源泉徴収票の「支払金額」を収入金額に記入し、表面「キ」に転記してください。源泉徴収票の添付は不要です。

【雑所得(公的年金以外)】

個人年金・原稿料・印税など他の所得に当てはまらない所得です。

[種目]以下のいずれか該当内容を記入してください。
「業務」…原稿料・講演料・ネット個人取引・食料品配達などの副収入・シルバー人材センター、工賃など
「その他」…生命保険の年金(個人年金保険)などの業務以外のものによる所得

[収入金額] 源泉徴収票があれば転記してください。ない場合は、令和3年中の収入合計額を記入してください。
[必要経費] 収入を得るために必要な経費に限られます。※個人年金があった方は源泉徴収票から転記し、源泉徴収票の写しを添付してください。

収入金額－必要経費＝所得金額となります。表面に転記してください。

表面に記載した扶養親族のうち、別居している方の氏名・個人番号・住所を記入してください。

【寄附金税額控除】

総務大臣指定の自治体へふるさと納税の寄附金がある方は、「都道府県・市区町村分(特例控除対象)」の欄に寄附金額を記入してください。それ以外の寄附金については領収書を添付してください。

この記入のしかたに載っていない所得や控除に関しては、市ホームページをご覧ください。市民税課へお問い合わせください。
福島市役所 市民税課 市民税第三係・第二係 電話:024-525-3712・024-525-3792